

# I 水質関係法令の概要

# 1 水質汚濁防止法の概要

## (1) 目 的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること、並びに健康被害が生じた場合における事業者の賠償責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(第1条)

## (2) 主な用語

この法律で使われている主な用語の定義は、次のとおりです。(第2条他)

- ① 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域等及びこれらに接続する都市下水路、かんがい用水路等の公共の用に供される水域や水路
- ② 特定施設：人の健康や生活環境に被害をもたらすおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で政令（水質汚濁防止法施行令別表第1）で定められたもの。  
「排出」とは特定施設から系外に排出されることであって、公共用水域に排出されることではありません。
- ③ 指定地域特定施設：水質総量規制地域（瀬戸内地域）に設置される、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽
- ④ 特定事業場：特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置している工場又は事業場
- ⑤ 指定地域内事業場：特定事業場のうち、広域的な閉鎖性水域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質汚濁に関係があるとして指定された地域内にある日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場
- ⑥ 排出水：特定事業場から公共用水域に排出される水  
特定施設から排出される汚水又は廃液（汚水等）だけではなく、生活に伴う排水、冷却水、雨水等も含まれます。
- ⑦ 特定排水：排水のうち、冷却用、減圧用等の汚濁負荷量が増加しない用途のみに使われた水を除いたもの。
- ⑧ 排水口：排水を排出する場所
- ⑨ 有害物質使用特定施設：カドミウム等、人の健康に被害を生じるおそれのある物質（水質汚濁防止法施行令第2条で定められたもの。）をその施設において、製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）
- ⑩ 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設
- ⑪ 特定地下浸透水：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの。
- ⑫ 生活排水：炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水

### (3) 排出水の排出の規制

水質汚濁防止法に基づく基準には、排出水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乘せ排水基準）と化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を規制する総量規制基準があります。

これらの基準概要は、表1のとおりです。

表1 排水基準の概要

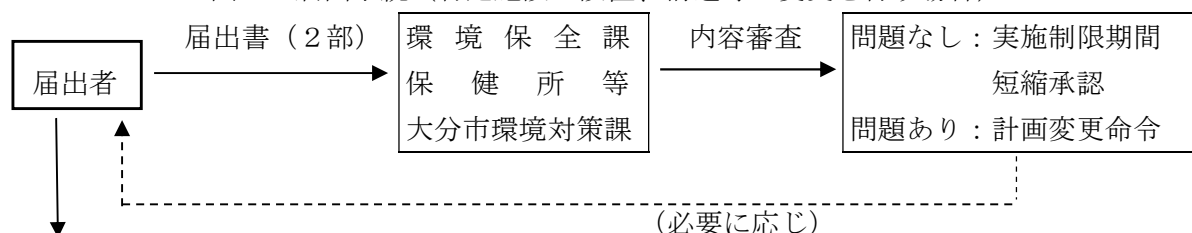
種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月日
濃度規制	一律排水基準	有害物質 Cd、Cr等28項目	全特定事業場	全域 昭和46年 6月24日
		その他項目 COD、BOD等15項目	日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	同上 同上
	上乘せ排水基準	COD、SS、油分	同上	瀬戸内区域 及び入津 昭和49年 8月1日
総量規制	総量規制基準	COD、窒素含有量、 りん含有量	同上	瀬戸内区域 平成24年 5月1日

### (4) 事業者の責務

特定事業場の設置者は、次のような義務が課せられます。

ア 特定施設の設置等に当たって届出をすること。届出手続の概要は、図1のとおりです。

図1 届出手続（特定施設の設置、構造等の変更を行う場合）



工事着手（届出受理の日から60日以後）

備考 届出は、特定事業場の業種、規模、立地場所によって異なります。

詳しくは、各担当機関に問い合わせてください。

- ① 特定施設の設置の届出 (第5条第1項、第2項、第3項)
- 有害物質貯蔵指定施設の設置の届出 (第5条第3項)
- ② 特定施設等の使用の届出 (第6条第1項、第2項)
- ③ 特定施設等の構造等の変更の届出 (第7条)
- (構造、使用方法、汚水等の処理方法、排出量の量等)
- ④ 氏名、住所等の変更、特定施設の廃止の届出 (第10条)
- ⑤ 承継の届出 (第11条第3項)
- ⑥ 汚濁負荷量の測定手法の届出（指定地域内事業場のみ） (第14条第3項)

なお、例え特定施設の排出水を下水道に放流する場合でも、雨水、冷却水及びその他排水等を公共用水域に排出する事業場においては特定施設の設置届が必要となります。

また、瀬戸内区域の特定事業場で、日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可（又は届出）が必要となります。（4頁～7頁参照）

- イ 排水基準に適合すること。総量規制基準を遵守すること。 (第12条、第12条の2)
- ウ 排出水の汚染状態や汚濁負荷量を測定し、記録すること。 (第14条第1項、第2項)
- エ 排水口の位置等排水の方法を適切にすること。 (第14条第4項)
- オ 事故時に有害物質や油の流出、地下浸透の防止の応急処置を行い、その概要を知事に報告すること。 (第14条の2第1項)
- カ 有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させないこと。 (第12条の3)
- キ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準を遵守すること。 (第12条の4)
- ク 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を定期的に点検し、結果を記録すること。 (第14条第5項)

#### (5) 行政権限

事業者には排水基準等を守らせ、公共用水域の水質汚濁を防止するために、知事（又は政令市長）には、次のような行政権限が認められています。

- ア 計画変更命令等 (第8条、第8条の2)
- イ 改善命令等 (第13条第1項、第3項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条の3第1項、第2項)
- ウ 指導等 (第13条の4)
- エ 緊急時の措置 (第18条)
- オ 報告及び検査 (第22条第1項、第2項)

#### (6) 罰 則

法に違反した場合の罰則は、表2のとおりです。

表2 罰 則

適 用	罰 則	条 文
① 計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第30条
② 排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (但し、過失で排水基準を違反した場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	第31条
③ 事故時の措置命令に違反した場合		
④ 緊急時の措置命令に違反した場合		
⑤ 特定施設の設置届出、構造変更届をしないか、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第32条
⑥ 特定施設の使用届出をしないか、虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金	第33条
⑦ 工事の実施制限期間に違反した場合		
⑧ 汚濁負荷量の測定結果を記録しなかったり、虚偽の記録をした場合		
⑨ 虚偽の報告をしたり、立入検査を拒み妨げた場合	10万円以下の過料	第35条
⑩ 氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出、汚濁負荷量の測定手法の届出をしないか、虚偽の届出をした場合		

(注) 表の①～⑨に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。

## 2 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

### (1) 目的

この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としています。（第1条）

### (2) 適用区域

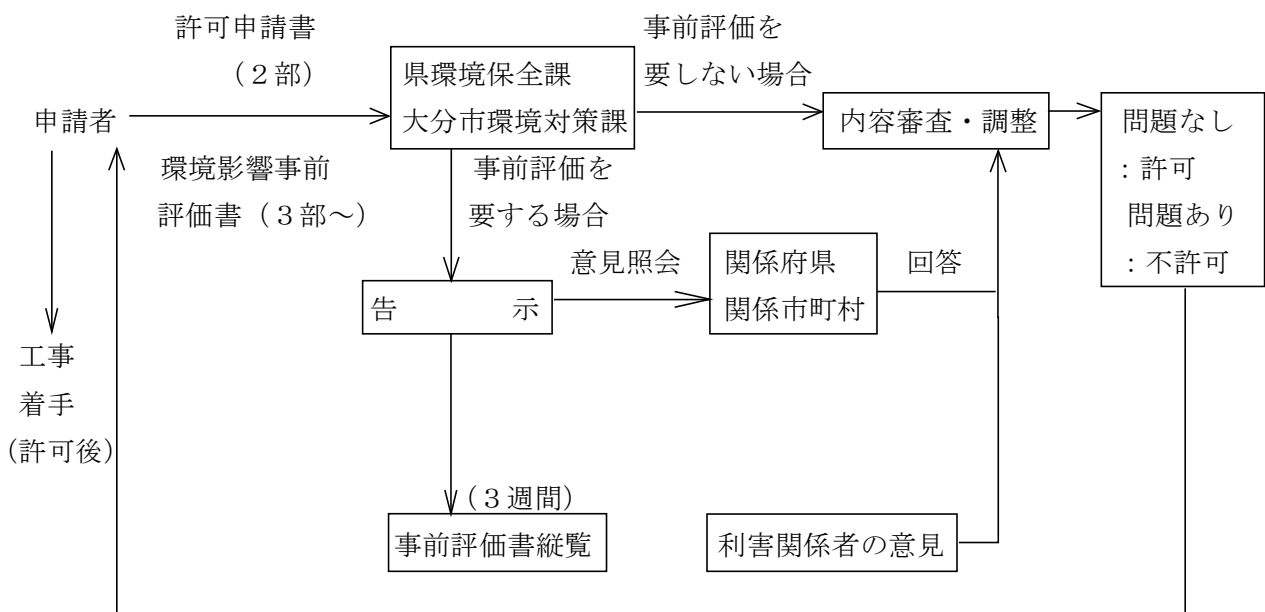
この法律でいう「瀬戸内海」とは、本県の場合、佐伯市鶴見町の鶴御崎より北側の海面です。法律の適用区域は、河川等を通じてこの海域に流入する区域で、本県の場合、各市町村の全域又は一部地域となっています。（以下「瀬戸内区域」といいます。7頁の図4参照）

### (3) 事業者の責務（特定施設の設置等の許可制）

瀬戸内区域の特定事業場で、日最大排水量50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場については、一部の特定施設（指定地域特定施設及び地方公共団体が設置するし尿処理施設等）を除き、水質汚濁防止法に基づく届出の代わりにこの法律に基づく手続（許可申請又は届出）が必要になります。

特に、特定施設の設置や構造等の変更については、環境に及ぼす影響について事前評価を行い、その結果を記載した書面（環境影響事前評価書）を添付することが必要です。許可手続の概要は、図3のとおりです。

図3 許可手続（特定施設の設置、構造等の変更を行う場合）



- ① 特定施設の設置の許可 (第5条第1項)
- ② 特定施設の使用の届出 (第7条第2項)
- ③ 特定施設の構造等の変更(軽微な変更を除く。)の許可 (第8条第1項)  
(構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の量等)
- ④ 軽微な変更の届出 (第8条第4項)
- ⑤ 氏名、住所等の変更、特定施設の廃止、排出水の汚染状況の変更の届出 (第9条)
- ⑥ 承継の届出 (第10条第3項)

**(4) 行政権限**

事業者には許可事項を守らせ、瀬戸内海の水質汚濁を防止するため、知事には、次の行政権限が認められています。

- ア 措置命令(第11条)
- イ 報告及び検査(第12条第4項、第12条の6)
- ウ 指導等(第12条の4)

**(5) 罰 則**

法に違反した場合の罰則は、表3のとおりです。

表3 罰則

適 用	罰 則	条文
① 無許可で特定施設の設置、構造等の変更をした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第24条
② 措置命令に違反した者		
③ 特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の罰金	第25条
④ 報告をせず、又は虚偽の届出をした者		
⑤ 軽微変更届出、氏名等変更届出、特定施設使用廃止届出、排出水の汚染状態変更届出、承継届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第27条

(注) 上記①～④の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金が科せられます。

## (6) 許可申請及び届出の処理機関

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下この頁中「瀬戸内法」という。）及び水質汚濁防止法（以下この頁中「水濁法」という。）に基づく特定施設の設置等についての許可申請及び届出の受付機関は、次の表のとおりです（保健所は保健部を含む。）。

表4 特定施設（水濁法施行令別表第1に示す施設）

地域	区分	特定施設の区分 (水濁法施行令別表第1の号番号)	排出水量の区分	適用法令	届出等の 受付機関
瀬戸内 地域	大分市	下記施設を除く全施設	1日最大50m <sup>3</sup> 以上	瀬戸内法	大分市
			1日最大50m <sup>3</sup> 未満	水濁法	
		第70号 廃油処理施設 (地方公共団体が設置するもの及び廃油処理事業の用に供するものに限る。)	区分なし	水濁法	
		第72号 し尿処理施設 (地方公共団体が設置するものに限る。)			
	第73号 下水道終末処理施設				
	大分市以外	下記施設を除く全施設	1日最大50m <sup>3</sup> 以上	瀬戸内法	環境保全課
			1日最大50m <sup>3</sup> 未満	水濁法	保健所
		第70号 廃油処理施設 (地方公共団体が設置するもの及び廃油処理事業の用に供するものに限る。)	1日平均50m <sup>3</sup> 以上	水濁法	環境保全課
		第72号 し尿処理施設 (地方公共団体が設置するものに限る。)	1日平均50m <sup>3</sup> 未満	水濁法	保健所
		第73号 下水道終末処理施設	1日平均50m <sup>3</sup> 以上	水濁法	環境保全課
1日平均50m <sup>3</sup> 未満			水濁法	保健所	
その他	全施設	1日平均50m <sup>3</sup> 以上	水濁法	環境保全課	
		1日平均50m <sup>3</sup> 未満	水濁法	保健所	

表5 指定地域特定施設（処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽）

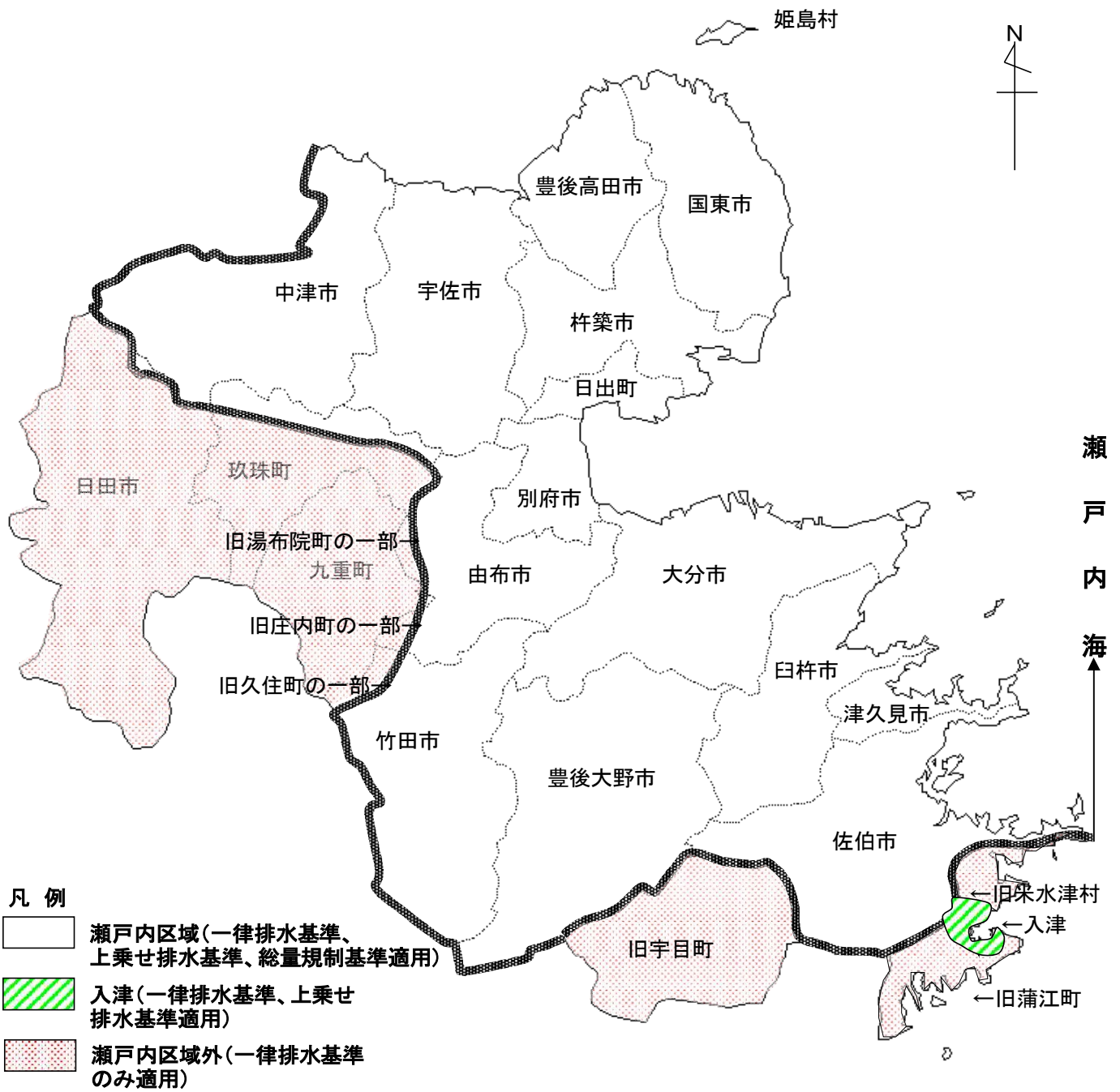
地域	区分	施設の区分	適用法令	届出等の受付機関
瀬戸内地域	大分市	区分なし	水濁法	大分市
	大分市以外	1日平均50m <sup>3</sup> 以上		環境保全課
		1日平均50m <sup>3</sup> 未満		※保健所

※瀬戸内法対象事業場にあつては、環境保全課に届出をする。

備考 瀬戸内地域とは、概ね次の区域である。

大分県のうち日田市、玖珠郡、佐伯市のうち旧宇目町、旧米水津村及び旧蒲江町を除く地域。  
(日田市、玖珠郡は、一部地域が瀬戸内地域に含まれ、由布市のうち旧庄内町、旧湯布院町及び竹田市のうち旧久住町は一部地域が瀬戸内地域に含まれない。)

図4 瀬戸内区域及び入津



### 3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

#### (1) 目 的

この条例は、大分県環境基本条例（平成11年大分県条例第32号。以下「環境基本条例」という。）第3条に定める基本理念にのっとり、公害の防止に関する規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減のための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。（第1条）

#### (2) 特定工場等

この条例の規制の対象となる「特定工場等」とは、排煙、一般粉じん又は排水を発生し、排出し、又は飛散させることにより、公害を生じさせるおそれがある作業であって、次の作業のいずれかに該当する作業を行う工場又は事業場（以下「工場等」という。）をいいます。（第2条第8号、別表第1）

- 1 石油製品の製造の作業
- 2 石油化学基礎製品の製造の作業
- 3 合成樹脂の製造の作業
- 4 合成ゴムの製造の作業
- 5 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業
- 6 医薬品の製造の作業
- 7 農薬の製造の作業
- 8 1から7までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業※1
- 9 化学肥料の製造の作業
- 10 無機顔料の製造の作業
- 11 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業
- 12 10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業※1
- 13 コークスの製造の作業
- 14 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業※1
- 15 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業※1
- 16 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業※1
- 17 電気機械器具の製造の作業※1
- 18 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業※1
- 19 精密機械器具の製造の作業※1
- 20 骨材の製造及び加工の作業
- 21 セメント又は石灰の製造の作業
- 22 生コンクリートの製造の作業
- 23 その他の土石製品の製造の作業※1
- 24 パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業※2
- 25 発電の作業※3
- 26 ガスの製造の作業
- 27 汚水又は廃液の処理の作業※2
- 28 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業※3

- 29 物の表面処理又はめっきの作業
- 30 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業

※1 1時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が1キロリットル未満かつ日間平均排水量が1,000立方メートル未満のものを除く。

※2 日間平均排水量が1,000立方メートル未満のものを除く。

※3 1時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が1キロリットル未満のものを除く。

### (3) 排出に関する規制基準

特定工場等における事業活動に伴って生ずる排水に関して規制基準が定められています。(第5条第3項)

排水に関する規制基準は、カドミウム等28項目(排水特定物質)及び水素イオン濃度等7項目の合計35項目について許容限度が、生物化学的酸素要求量等8項目について負荷量基準がそれぞれ定められています。

### (4) 事業者の責務

事業者は、環境基本条例に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるよう、努めるとともに、環境の保全に係る組織体制の整備等に努めるものとされています。(第3条、第61条)

更に、特定工場等の設置者には、次のような義務が課せられています。

ア 特定工場等の設置等に当たって届出すること。

- ① 特定工場等の設置の届出 (第8条第1項)
- ② 特定工場等の使用の届出 (第9条)
- ③ 特定工場等の変更の届出 (第10条)
- ④ 実施の制限 (第12条)
- ⑤ 氏名の変更等の届出 (第13条)
- ⑥ 承継の届出 (第14条)
- ⑦ 改善措置の実施の届出 (第16条)

イ 規制基準を遵守すること。 (第6条)

ウ 排水の地下浸透に関する規制を遵守すること。 (第7条)

エ 排水量及び排水の汚染状態を測定し、記録すること。 (第17条)

### (5) 行政権限

特定工場等の設置者に規制基準等を守らせ、生活環境の保全等を図るため、知事には次の行政権限が認められています。

ア 計画改善命令等 (第11条)

イ 改善命令等 (第15条)

ウ 緊急事態が予想される場合の措置 (第38条)

エ 報告の徴収 (第67条)

オ 立入検査等 (第68条)

## (6) 罰 則

条例に違反した場合の罰則は、次の表6のとおりです。

表6 罰則

適 用	罰 則	適用条項
① 計画変更命令等、改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第71条
② 無届けで特定工場等を設置したり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金	第73条
③ 特定工場等の使用の届出や変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10万円以下の罰金	第74条
④ 実施の制限の規定に違反した場合		
⑤ 排水量等の測定、結果の記録をしなかった場合、虚偽の記録をした場合		
⑥ 報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合		
⑦ 立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合	5万円以下の罰金	第75条
⑧ 氏名の変更等の届出、承継届、改善措置の実施の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合		

(注) これらに該当する場合は、行為者だけでなく法人に対しても罰金が科せられます。